教育と福祉の連携について
～福祉について知ろう～

日時：令和３年１０月２１日（木）１５：００～
場所：オンライン

福井市 福祉保健部 障がい福祉課

本日お伝えしたいこと

1. はじめに
2. 障害児通所支援について
3. 相談支援について
4. 障害児通所支援を利用するには？
5. 利用にあたっての留意事項
6. 利用者負担額について
7. その他の障がい福祉サービスや相談窓口について

１．はじめに　～教育と福祉の連携について～

保護者を
どう支援したらよいか

発達障がいに対しての
関わり方が統一されていない

お互いの活動内容や
課題がわからない

忙しいけど
できることをしてあげたい

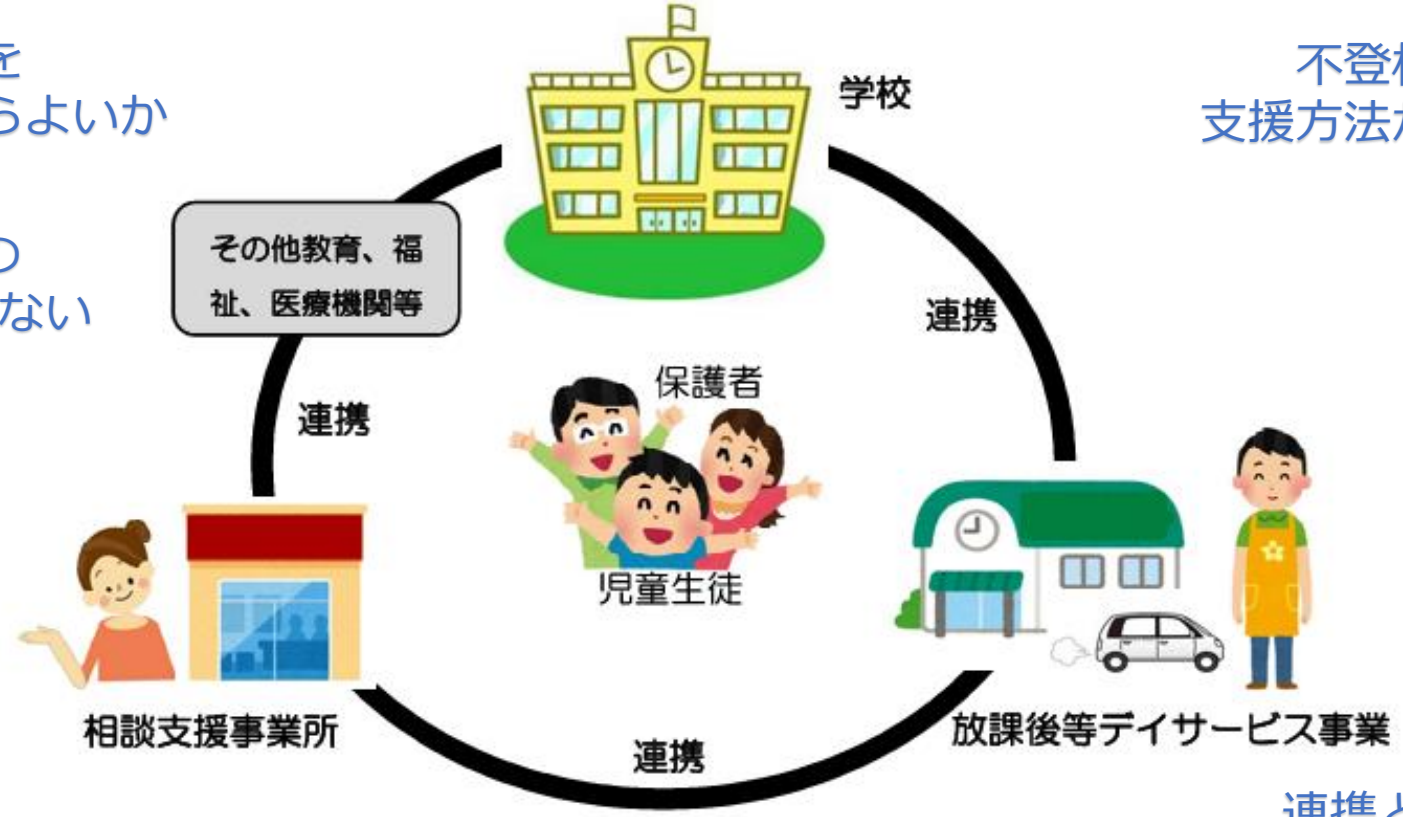

不登校児への
支援方法がわからない

担当者が誰か
わからない

目標設定が
バラバラ

連携と言われても
何をしたらいいかわからない

まず、福祉（児童通所支援）について知る！！

1．はじめに　～ライフステージと福祉サービス～

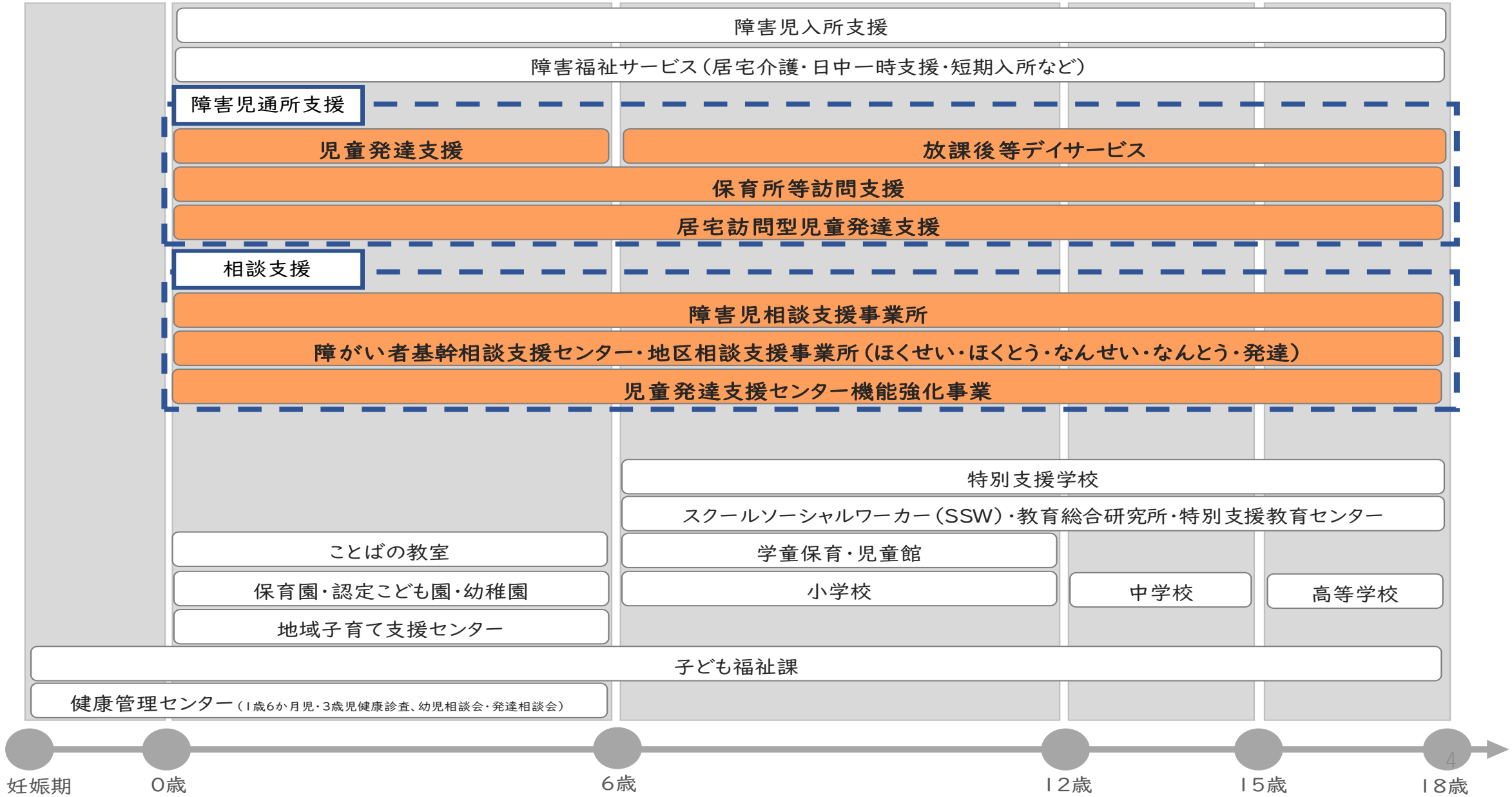

２．障害児通所支援について

種　　類	対　　象	内　　容
児童発達支援	発達に支援が必要な 未就学児	日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行う。
医療型児童発達支援	上肢・下肢または体幹に 障害がある未就学児	施設において肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等で 外出が著しく困難な児童	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のための必要な訓練を行う。
放課後等デイサービス	発達に支援が必要な 就学児	授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力向上のための訓練、地域社会との交流促進などを行う。
保育所等訪問支援	発達に支援が必要な 児童	支援員が保育所、幼稚園、学校等に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

2．障害児通所支援について

◆保育所等訪問支援について

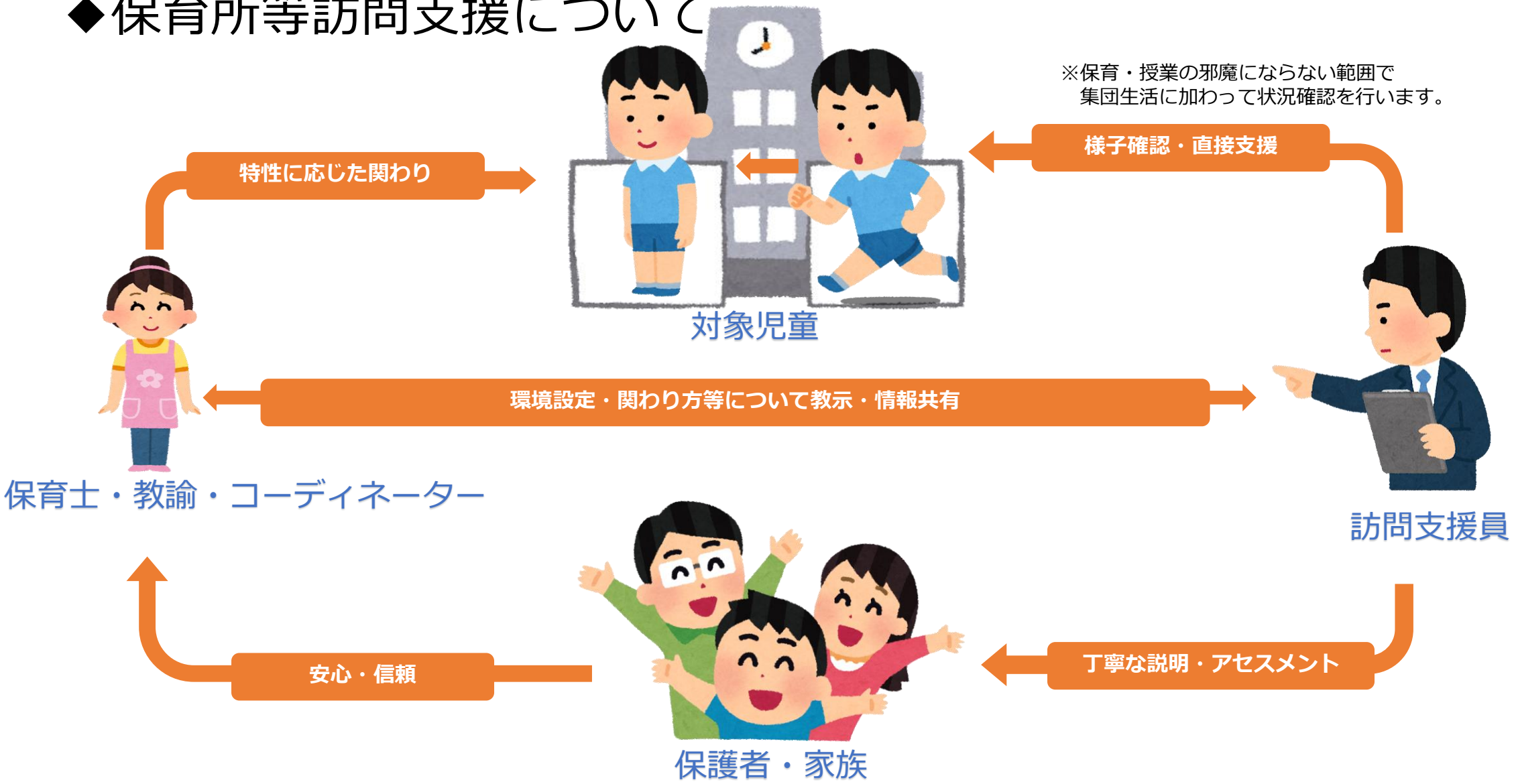

２．障害児通所支援について

◆児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の人員配置（定員１０人の場合）

職　　種	配置人数	任用条件・業務内容
管理者	１人	・資格なし。 ・事業所の管理運営業務を行う。
児童発達支援管理責任者	１人 （常勤・専従）	・実務経験＋専門の研修を受講した人。 ・利用者の受入対応を行う。 ・関係機関との連絡調整を行う。 ・個別支援計画の作成に係る一連の流れ（アセスメント・個別支援計画原案作成・担当者会議開催・本計画書作成・モニタリング）を行う。
理学療法士等 児童指導員 保育士	２人以上 （うち１人は常勤・専従）	・児童指導員は、社会学・心理学・教育学を履修している等の要件または３年以上の児童福祉事業への従事などの要件がある。 ・児童の直接支援業務を行う。

※重症心身障害児を受け入れる事業所の場合は職種や勤務条件等に違いあり。
※児童発達支援センターは異なる。

２．障害児通所支援について

◆保育所等訪問支援の人員配置

職　　種	配置人数	任用条件・業務内容
管理者	１人	・資格なし。 ・事業所の管理運営業務を行う。
児童発達支援管理責任者	１人 （常勤・専従）	・実務経験＋専門の研修を受講した人。 ・利用者の受入対応を行う。 ・関係機関との連絡調整を行う。 ・個別支援計画の作成に係る一連の流れ（アセスメント・個別支援計画原案作成・担当者会議開催・本計画書作成・モニタリング）を行う。
訪問支援員	１人 （常勤・専従）	・障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員。 ・集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

２．障害児通所支援について

◆居宅訪問型児童発達支援の人員配置

職　　種	配置人数	任用条件・業務内容
管理者	１人	・資格なし。 ・事業所の管理運営業務を行う。
児童発達支援管理責任者	１人 （常勤・専従）	・実務経験＋専門の研修を受講した人。 ・利用者の受入対応を行う。 ・関係機関との連絡調整を行う。 ・個別支援計画の作成に係る一連の流れ（アセスメント・個別支援計画原案作成・担当者会議開催・本計画書作成・モニタリング）を行う。
訪問支援員	１人 （常勤・専従）	・障害児について、介護、訓練等を行う業務に３年以上従事した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は保育士。 ・日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。

３．相談支援について

◆障害児相談支援事業所の人員配置

職　　種	配置人数	任用条件・業務内容
管理者	１人	・資格なし。 ・事業所の管理運営業務を行う。
相談支援専門員	１人以上	・実務経験＋専門の研修を受講した人。 ・サービスの利用調整・情報提供 ・利用状況の確認（事業所訪問） ・児童の成長や社会に出てからの生活など、総合的な相談 ・個別の障害児支援利用計画案作成 ・担当者会議（園・学校・事業所・保護者）の開催 ・定期的なモニタリング

3．相談支援について

◆基幹相談支援センター・地区発達相談支援事業所

相談支援事業所	担当地域	業務内容
基幹	市内全域	・総合的・専門的な相談、地域での課題解決 ・障がい者虐待防止センターの運営
ほくとう	春山・松本・宝永・順化・日之出・旭・啓蒙・岡保・東藤島・和田・円山	・障がいがある方やご家族などの相談に応じる身近な相談窓口 ・サービス利用希望者に相談支援専門員を紹介
ほくせい	鶉・棗・鷹巣・本郷・宮ノ下・国見・大安寺・中藤島・森田・河合・西藤島・明新	
なんとう	豊・木田・酒生・一乗・上文殊・文殊・六条・東郷・美山・清明・麻生津	
なんせい	足羽・湊・社南・社北・社西・日新・東安居・安居・一光・殿下・清水東,西,南,北・越廼	
発達	市内全域	・発達障がいに関する専門相談窓口

３．相談支援について

◆児童発達支援センター機能強化事業

委託事業所	担当地域	業務内容
児童発達支援センター フレンズあすわ	市内全域	①相談支援業務 ・必要な情報提供、福祉サービスの利用援助 ・潜在的要支援者を訪問等により把握 ・学校等と連携して不登校児の相談や自宅訪問など学校への復帰支援 ②早期発見・早期支援 ・幼児相談会において個別相談 ③障がいに対する理解促進を図るための普及啓発 ・保護者会の開催 ④地域支援体制の更なる充実 ・研修会の実施 ・障害児通所支援事業所への訪問

４．障害児通所支援を利用するには？

◆利用対象児童

・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳を所持している方
・特別児童扶養手当を受給している方
・医師の診断書もしくは意見書がある方
・その他福井市が必要と認めた方

【参考】上記手帳・手当について

種類	区分	対象要件・支給額
身体障害者手帳	１級～６級	①視覚障害②聴覚又は平衡機能の障害③音声機能、言語機能又は咀嚼機能の障害④肢体不自由⑤心臓、腎臓または呼吸器の障害　の方
療育手帳	Ａ１（最重度）、Ａ１、Ｂ１、Ｂ２	・心身の発達、日常の生活・行動、知的能力、社会性などさまざまな点から診断し、知的障がい児（者）と判定された方　等
精神障害者福祉手帳	１～３級	・統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する方
特別児童扶養手当	１級、２級	・２０歳未満の精神または身体に中程度以上の障がいがあると認定された児童を監護する保護者 ・１級：52,500円、２級：34,970円

４．障害児通所支援を利用するには？

◆利用の流れ

流れ	市 （障がい福祉課）	地区障がい 相談支援事業所	障害児 相談支援事業所	利用児童・ 家族	障害児 通所支援事業所	学校・幼稚園・ 保育園
①利用に関する相談						
②利用申請						
③障害児相談支援事業所との契約・アセスメント						
④障害児通所支援事業所の見学						
⑤サービス等利用計画書（案）の提出						
⑥支給決定・受給者証の交付						
⑦サービス利用調整（担当者会議　等）						
⑧障害児通所支援事業所との契約・アセスメント						
⑧個別支援計画書の作成・同意						
⑨サービス利用開始						
⑩モニタリング（利用状況の確認・担当者会議）						

※更新時は②→⑤→⑥→⑦→⑧→⑨→⑩の繰り返しとなる。

５．利用にあたっての留意事項

・障害児通所支援は、療育を行う場である（児童クラブのような預かりではない）。

・サービス利用の申請は早い者勝ちではない。

・支給決定には、有効期間があり、基本的に支給決定日から児童の誕生月の末日までが有効期間となる（最長１年間）。

・支給量を超えての利用はできない。

・支給量を増やしたり、事業所を変更する場合は、相談支援専門員に相談すること。

６．自己負担（利用者負担＋実費負担）について

◆利用者負担額

・利用者負担＝利用した額の１割
・保護者が事業所に毎月支払
・所得に応じて月ごとの上限（負担上限月額）あり

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	０円
低所得	市町村民税非課税世帯	０円
一般１	市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	４，６００円
一般２	上記以外（所得割２８万円以上）	３７，２００円

※世帯の収入…保護者の属する世帯全員の収入で計算
※申請時点での最新の課税状況で区分判定
※３歳から就学前までは利用者負担額を無償化

◆実費負担

・おやつ代、教材費、外出先でかかる費用等

6．自己負担について

◆上限額管理

・複数の障害児通所支援事業所を利用する場合、各事業所での自己負担額の合計が負担上限月額を超過しないようにあらかじめ調整を行うこと。

（例）負担上限月額が4,600円の場合

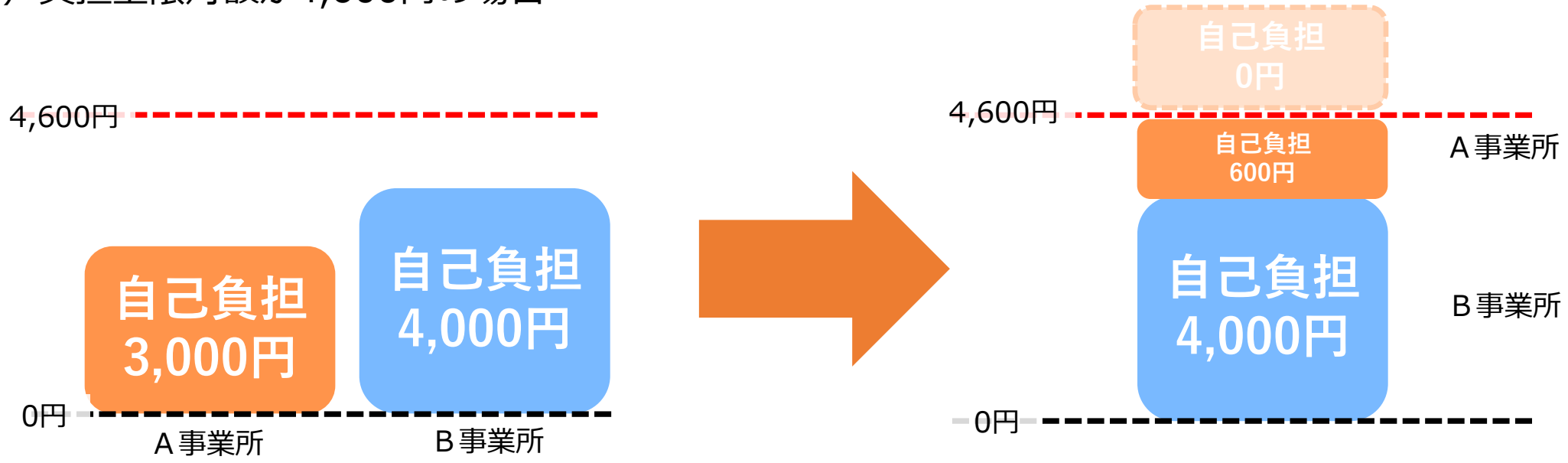

上限額管理なし　　上限額管理あり

６．自己負担について

◆高額障害児通所給付費

・同じ世帯で一人もしくは複数の方が、障がい福祉サービス・障害児通所支援・補装具等を利用するなどし、１ヶ月の利用者負担額の合計が世帯の負担上限月額を超えたときに返金されること。

（例）世帯の負担上限月額が4,600円で、
姉弟で児童通所支援を利用した場合

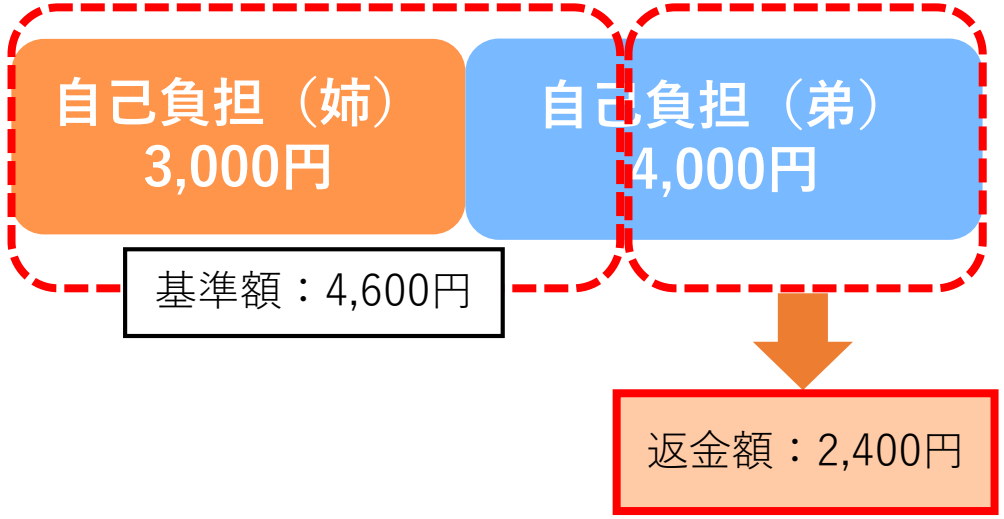

（例）世帯の負担上限月額が4,600円で、
児童通所支援と補装具の支給を利用した場合

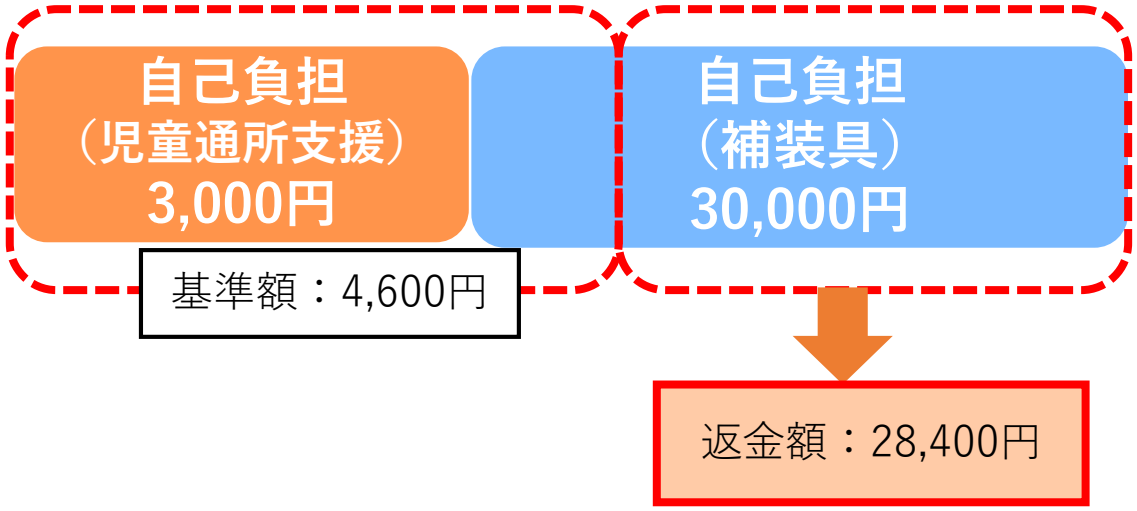

６．自己負担について

◆幼児教育・保育の無償化

・満３歳になった後の最初の４月から小学校入学までの３年間、障害児通所支援の利用者負担額が無償化されること。

◆多子軽減措置

・就学前の障害児通所支援利用児童について、兄または姉がおり、下記の①または②の条件を満たす世帯に対し、第２子以降の当該児童に係る利用料を軽減する制度。（放課後等デイサービスは対象外）

①就学前の障がい児通所支援利用児童のうち、兄または姉が保育所等※に通う第２子以降の乳幼児

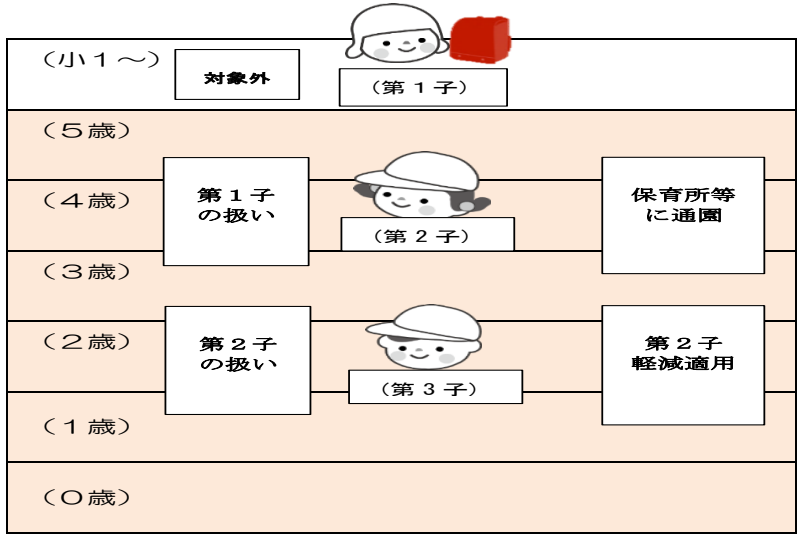

②市民税所得割合計額77,101円未満世帯）である場合は、通所給付決定保護者と生計を同じくする兄弟（就学児含む）の中で第２子以降の乳幼児

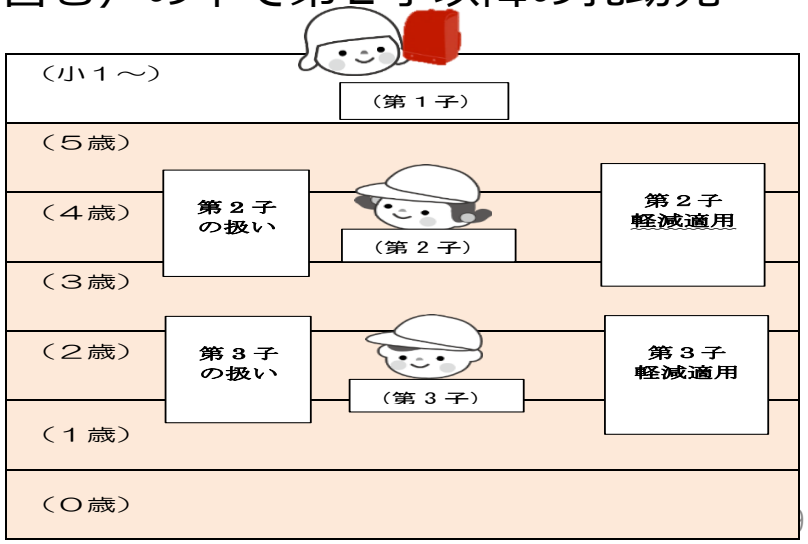

７．その他の障がい福祉サービスや相談窓口について

◆その他の障がい福祉サービス

・障害児が利用することができる障がい福祉サービスは以下の通り

※発達特性や状況により利用できない場合がある。

居宅介護（ホームヘルプ）	
内容	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。目的により、身体介護、通院等介助、家事援助などがある。
対象	障害支援区分が区分１以上に相当する心身の状態である児童
事業所数	３２事業所

短期入所（ショートステイ）	
内容	短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
対象	自宅で介護を行う人が病気等により、施設への短期間の入所を必要とする児童
事業所数	２９事業所（うち児童のみ対象は２事業所）

７．その他の障がい福祉サービスや相談窓口について

◆その他の障がい福祉サービス

日中一時支援事業	
内容	施設において日常生活の場の提供や自宅等からの送迎、社会に適応するための日常的な訓練を行う。
対象	発達支援が必要で、日中において保護する者がいないこと等により一時的に見守り等の支援や活動の場が必要な児童
事業所数	１４事業所

地域活動支援センター	
内容	障がいのある方の社会との交流の促進など日中の活動を支援する。通所による創作的活動やレクリエーション活動の機会を提供する。
対象	各種手帳、自立支援医療、特別児童扶養手当、医師の診断書・意見書等がある児童
事業所数	５事業所（うち発達障がい対象は１事業所）

７．その他の障がい福祉サービスや相談窓口について

◆その他の障がい福祉サービス

移動支援事業	
内容	地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な方について外出のための支援を行う。 ※原則として、通勤・通学による利用は除く。
対象	各種手帳、自立支援医療、特別児童扶養手当、医師の診断書・意見書等があり、市が必要と認めた児童
事業所数	３０事業所

７．その他の障がい福祉サービスや相談窓口について

◆その他児童向けのサービス

子育て支援短期利用事業（ショートステイ）	
内容	保護者の病気や出産、家族の看護などで子どもの世話ができない。また、冠婚葬祭や学校などの行事で子どもを連れて行けない等の理由で、一時的に家庭で養育できないときに児童をお預かりするサービス ※１月当たり７日以内
対象	生後６か月～１８歳までの児童
料金	２歳未満：5,400円／日　２歳以上：2,800円／日（一部減免あり）

子育て支援短期利用事業（トワイライトステイ）	
内容	仕事の残業が続いて帰りが遅いなど、夕方から夜にかけて子どもを養育できないときなどに児童をお預かりするサービス ※１７時～２２時の間
対象	生後６か月～１８歳までの児童
料金	平日：800円　休日：1,350円　（一部減免あり）

７．その他の障がい福祉サービスや相談窓口について

◆相談窓口

福井県総合福祉相談所（児童相談所）	
内容	虐待を含む児童に関する相談、児童入所施設の利用相談、一時保護施設の利用
場所	福井市光陽（福井県社会福祉協議会の裏）
受付時間	２４時間３６５日
連絡先	１８９（いちはやく）

福井市男女共同参画・子ども家庭センター　子育て支援室・相談室	
内容	子ども（0歳～18歳）に関する気がかりなことや不安等の相談（電話・来所・訪問）
場所	ＡＯＳＳＡ５階
受付時間	火曜日を除く毎日　９：００～１８：００
連絡先	０７７６－２０－１５４１

７．その他の障がい福祉サービスや相談窓口について

◆障害児通所支援・障がい福祉サービスの事業所一覧

http://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/sfukusi/service/p020932.html

◆特定相談支援・障害児相談支援の事業所一覧

http://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/sfukusi/jigyousyo/sitei_d/fil/soudan.pdf

◆各種相談窓口一覧

http://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/sfukusi/soudan/soudan.html

◆福井市結婚・子育て応援サイト「はぐくむ．net」

http://www.hagukumu.net/index.html

ご清聴ありがとうございました